



鳥取県公報

平成 23 年 4 月 1 日 (金)
第 8 2 8 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	応急入院指定病院の指定 (186) (障がい福祉課) 2 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 (187) (〃) 2 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (188) (〃) 2 鳥取県景観計画の変更 (189) (景観まちづくり課) 3 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (190) (東部総合事務所福祉保健局) 3
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (30) 3
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) 4 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (防災課) 4

告 示

鳥取県告示第186号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	指 定期 間
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	〃
医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	〃
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319-1	〃

鳥取県告示第187号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害者支援施設の名称	指定に係る障害者支援施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人あすなる会	鳥取市川端四丁目115	松の聖母学園成人寮	鳥取市白兔69	生活介護、施設入所支援	平成23年4月1日
社会福祉法人光生会	米子市石井1223-1	米子ワークホーム	米子市石井 1223-1	生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型、施設入所支援	〃

鳥取県告示第188号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び設置の場所	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
-------------	----------------------	-------	---------------

社会福祉法人あすなる会 鳥取市川端四丁目115	松の聖母学園成人寮 鳥取市白兔69	平成23年3月31日	知的障害者入所更生施設支援
社会福祉法人光生会 米子市石井1223-1	米子ワークホーム 米子市石井1223-1	”	知的障害者授産施設支援

鳥取県告示第189号

景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき定めた鳥取県景観計画を変更し、平成23年4月1日から施行するので、法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示する。

当該景観計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課において公衆の縦覧に供する。

この計画の施行の際に法第16条第1項又は第2項の規定による届出がなされている行為（以下「既届出行為」という。）及びこの計画の施行により新たに景観計画区域又は景観形成重点区域となった区域における行為（既届出行為を除く。）であって平成23年5月1日前に着手するものについては、なお従前の例による。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第190号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人さくらんぼ	鳥取市湖山町西二丁目535	さくらんぼ	鳥取市高住28-1	生活介護、児童デイサービス	平成23年4月1日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第30号**

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
--------------	-----

鳥取市気高町老人憩の家	鳥取市気高町下光元478-7
鳥取市用瀬町江波多目的集会所	鳥取市用瀬町江波654
鳥取市用瀬町安蔵集会所	鳥取市用瀬町安蔵915-4
鳥取市鹿野町二ツ家集会所	鳥取市鹿野町末用1914
鳥取市鹿野町紺屋町集会所	鳥取市鹿野町鹿野589-4
鳥取市内海中生活改善センター	鳥取市内海中72-4
鳥取市佐治町西谷農村集会所	鳥取市佐治町高山227-1

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成23年4月1日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社長石商店 代表取締役 長石 ふみ子	倉吉市不入岡53-7	東伯郡三朝町大字鎌田字篠山1094外12筆(75,418平方メートル)	風化花崗岩（183,444立方メートル）	平成23年2月23日から平成26年2月22日まで	平成23年2月23日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年4月1日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町江北38	東伯郡北栄町江北字南狐塚2635-1外2筆(2,664平方メートル)	砂(2,282立方メートル)	平成23年3月9日から同年12月25日まで	平成23年3月9日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ヘリコプターテレビ電送システム用カメラ防振装置改修業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成23年9月30日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成23年4月1日（金）から同年5月9日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（その資格区分が機械等（建物等以外）保守点検の機械（建物等以外）保守点検又は設備（建物等以外）保守点検であるものに限る。以下「競争入札参加資格」という。）を有していること。

なお、競争入札参加資格を新たに取得して本件入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年4月8日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

エ 平成23年4月1日（金）から同年5月9日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ 本件入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びカの要件を全て満たしていること。

イ 2以上の者により自主的に結成され、代表者が設定されていること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の最も大きい者が代表者となり、出資比率が同じ場合はいずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の結成に係る協定を締結していること。

3 入札手続等

(1) 入札参加資格の確認

本件入札への参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を4の(1)の場所に平成23年4月15日（金）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。この場合において電子入札によるときは、

電子証明書が必要となる。

(2) 入札説明書の交付

入札説明書は、平成23年4月1日（金）から同月15日（金）までの間に、インターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、平成23年4月1日（金）から同月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時（4月15日にあつては、正午）までの間に、4の(1)の場所で直接交付する。

(3) 入札方法

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行う。

イ 紙入札による場合は、郵便等による入札も可とする。この場合においては、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、4の(1)の場所に送付すること。

ウ 契約に当たっては、電子入札による場合にあつては電子調達システムの電子入札書に入力された金額に、紙入札による場合にあつては入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

(4) 落札者の決定方法

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札等は、無効とする。

(6) 入札日時等

ア 入札日時

平成23年4月22日（金）午前11時から同年5月9日（月）正午（郵便等による入札の場合にあつては、同月6日（金）午後5時）までとする。

イ 開札日時

平成23年5月9日（月）午後1時

ウ 場所

4の(1)の場所

4 問合せ先

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災課

電話 0857-26-7788

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を、知事が指定する期日までに提出しなければならない。この場合においては、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかの場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部の提出を免除することがある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

本件入札の落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約担当部局

鳥取県防災局防災課

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Parts of [Helicopter-camera]vibration-proofing device

(2) April 15, 2011 by noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 9, 2011 by noon : Time-limit for submission of tenders

(4) May 6, 2011 by 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(5) Contact point for the notice : Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271 Higashi-machi tottori-shi 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7788